

公益社団法人秦野市シルバー人材センター  
令和7年度事業計画

I 基本方針

令和7年は、いわゆる、団塊の世代が全員75歳以上になり、およそ5人に1人が後期高齢者となります。高齢化が一層進み、「2025年問題」とも呼ばれ、雇用、医療、福祉といった我が国の経済や社会の広い領域において深刻な影響が生じると見込まれています。

「2025年問題」では、労働力人口の減少により、今まで以上に様々な業界で人材不足が進み、地域社会においても、そのことは深刻な問題となると考えられています。

また、令和7年度は、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。）による新たな会員拡大の取り組みとして「新たな仲間づくり計画 10万人の増加を目指して！」がスタートします。公益社団法人秦野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）においても、この計画に基づき会員拡大を図っていくこととします。

さらに、令和6年11月からの特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス法」という。）の施行に伴い、これまでの請負・準委任契約については、契約方法を変更するよう国から方針が示されました。この方針を踏まえ、センターでは令和7年4月から契約方法を変更することとしました。

しかし、適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）の影響や新たな会員拡大のための取り組み、契約方法の変更、更に令和7年4月からの公益法人制度改革のうち収支相償の変更や外部理事等の設置など、センターを取り巻く様々な状況の変化は、今後の経営状況等が予断を許さない厳しい局面にあると言わざるを得ません。

このような状況であっても、健康で働く意欲のある高齢者の就業の受け皿として、社会経済環境の変化等に対応した安定的な法人経営と魅力ある事業展開を図っていくとともに、第5次中・長期基本計画で掲げた重点目標の達成のため、次の取り組みを着実に進めてまいります。

## Ⅱ 令和7年度シルバー人材センターの取り組み

### 1 会員数の確保・拡大

令和12年度まで（令和7年度～令和12年度の6年間）に会員数を10万人純増させる「新たな仲間づくり計画 10万人の増加を目指して！」に基づき、会員数の拡大に取り組みます。

会員の拡大に当たっては、秦野市の60歳以上人口の男女割合等からみて拡大の余地が大きい女性会員の確保に重点的に取り組み、会員数の目標を次のとおりとします。

○目標会員数 797人

#### (1) 魅力あるセンターづくり

①センターの魅力向上策の策定

#### (2) 会員の入会促進

①会員優待事業及び会員勧誘ポイント制度の推進

②入会キャンペーンの実施

#### (3) 女性会員の拡大

①女性会員が働きやすい職種及び環境の整備

②ひまわりの会の活動の充実

#### (4) 会員の退会抑制

①ゴールド会員制度の推進

### 2 就業機会の拡大・提供

就業開拓は、会員及び役員、並びに職員が一丸となって取り組むべき活動です。地域のニーズや高齢化する会員にふさわしい、魅力ある仕事を開拓し、提供するため秦野商工会議所等との連携による就業開拓などの取り組みを進めていきます。

グループ就業については、猛暑等非常に厳しい気象条件や会員の高齢化等による就業会員の減少を踏まえ、就業会員の確保を図るため外部の団体等との連携を図るなどの取り組みを進めていきます。

#### (1) 新規事業の開拓、既存事業の掘り起こし

①商工会議所、ハローワーク等との連携による就業開拓

- ②シルバー派遣事業の拡大
- (2) グループ就業会員の確保
  - ①講習会等の実施
  - ②県立西部総合職業技術校等との連携による就業会員の確保

### 3 安全就業の推進

シルバー事業においては、会員の安全就業が最重要課題です。事故防止策の徹底、安全意識の高揚に努め、賠償・傷害事故発生ゼロに取り組みます。

また、会員の高齢化に対応していくため、健康に対する意識の醸成及び日常的健康管理の推進に取り組みます。

- (1) 安全就業の徹底
  - ①安全就業対策実施計画の策定
  - ②職場巡回パトロールの実施
  - ③会員の熱中症対策の推進
- (2) 健康管理の促進
  - ①健康管理をテーマとした事業の実施
  - ②作業前の準備体操の推進

### 4 経営基盤の強化

請負・準委任契約における契約方法の変更に伴う契約事務や経理処理等について適正な事務執行に努めます。

また、秦野市と共催するリユース事業「もったいないDay」については、実施方法等を充実するとともに、新たに設置したシルバーショップのPRに努め、採算性を高めることを目指します。

- (1) 契約方法の変更に伴う適切な事務処理
  - ①委託契約及び経理処理の適切な事務執行
- (2) 事業収益増収に向けた取り組み
  - ①リユース事業「もったいないDay」の実施
  - ②シルバーショップの充実

### 5 組織・執行体制の見直し

令和7年度は、コロナ禍で休止していた地区懇談会を再開して3年

目となります。地域の会員が一堂に会して交流を図る地区懇談会については、地域特性を生かすなど工夫した内容で実施します。

また、ボランティア活動についても、地域ニーズを踏まえ、地域と連携する等、新たな地域貢献の在り方について地区担当理事連絡会で検討します。

(1) 地域班活動の推進

①地区懇談会の充実

(2) 地域貢献・ボランティア活動の推進

①新たな地域貢献についての検討

6 請負・準委任契約における新たな契約方法への対応

国（厚生労働省）は、フリーランス法の施行を踏まえ、請負・準委任契約における契約関係を見直し、新たな契約方法に基づく業務委託契約に移行するよう方針を示しました。

発注者は、センターを通じて会員とのマッチングを依頼すること、会員がセンターを通じて業務委託料を請求すること等に同意して、センターとの間で利用契約を締結します。

一方、会員においては、就業条件についてセンター及び発注者間で定めること等に了解したうえで、マッチングを受けた会員は就業前にセンターから就業条件が提示され、同意すれば発注者と会員との間で業務委託契約が成立することになります。

契約方法の変更については、契約に伴う消費税の課税関係が変わり発注者に新たな税負担が生じること、会員との直接契約になるため発注者はフリーランス法上の義務を負うこと等、発注者にとって義務と負担が生じることから、発注者への丁寧な説明等、事務手続きについては適切に対応していきます。

(1) 新たな契約方法への円滑な移行

①発注者への丁寧な説明（発注者の理解と承諾）による移行の推進

②新規の業務委託契約における新たな契約方法での受注の徹底

7 インボイス制度に係る対応

業務の効率化や経過措置期間終了後を見据えた法人経営に努めるとともに、適切な剰余金処理等収支の均衡を図りつつ、財源確保をはじ

め必要な対応を行っていきます。

## 8 フリーランス法への対応

令和6年11月1日にフリーランス法が施行されたことを踏まえ、個人事業主である会員へ業務を紹介するセンターとして、政省令及びガイドラインに則って、フリーランス法が規定する就業条件（報酬の額、支払期日、業務委託内容、業務委託日等）明示などについて確実な履行を図っていきます。

また、就業条件の明示に当たっては、これまでどおりの書面での通知に加え、Smile to Smileを活用して事務処理を簡便迅速にできるよう、デジタル化を一層進めていきます。

## 9 秦野市高年齢者就労支援事業との連携

地域の活性化や健康寿命の延伸、医療等に係る費用の削減を目指し、高年齢者が生きがいを感じながら活躍できるように秦野市が設置する就労相談窓口に係る業務を令和6年度から受託しています。

令和7年度も引き続き、相談窓口や求人開拓等による高年齢者の就労支援事業に取り組んでいきます。

### (1) フルライフはだの窓口業務の実施

## 10 公益法人制度改革への対応

令和7年4月から施行される「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律」に適切に対応します。

特に、財務規律の柔軟化・明確化として費用を超える収入を得てはならないという収支相償原則の変更や自律的なガバナンスの充実・透明性の向上として外部理事・監事の設置等、シルバー人材センターに関わる重要項目が改正されたことから、これらに適切に対応します。